



金 沢 市 公 報

号外第5号の3

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	11
規則		金沢市社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則 (福祉総務課)	13
金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1		
金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	9		

規 則

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

都市政策局 新幹線開業 対策室	企画調整課 調査統計室	企画グループ 政策推進グループ 総合調整グループ	を
都市政策局	企画調整課 交流拠点都市推 進室 調査統計室	企画グループ 政策推進グループ 総合調整グループ	に、
総務局	総務課	総務グループ 財産管理グループ	を
総務局	総務課 庁舎警備室	総務グループ 財産管理グループ	に、
	市民税課	庶務グループ 個人課税第1グループ 個人課税第2グループ 個人課税第3グループ 個人課税第4グループ 個人課税第5グループ 個人課税第6グループ 法人課税グループ	を
	市民税課	庶務グループ 個人課税第1グループ 個人課税第2グループ 個人課税第3グループ 個人課税第4グループ 個人課税第5グループ 法人課税グループ	に、

営業戦略部 金沢営業 戦略室	企業立地課 観光交流課	企業立地グループ 観光企画グループ 誘客推進グループ
----------------------	----------------	-------------------------------

を

営業戦略部 金沢営業 戦略室	企業立地課 観光交流課 プロモーション推 進課	企業立地グループ 観光交流グループ プロモーション推進グループ
----------------------	----------------------------------	---------------------------------------

に、

市民局	市民参画課 市民ブレイン連 携室 人権同和対策室 男女共同参画室 女性相談支援室 近江町消費生活 センター 金沢学生のまち 市民交流館 市民課 生活衛生室 市民スポーツ課 シティフルマラ ソン開催準備室 近江町交流プラザ	市民参画グループ 庶務グループ 受付第1グループ 受付第2グループ 受付第3グルー プ 作成グループ 審査グループ 国民年金グループ 市民スポーツグループ
-----	---	--

を

市民局	市民協働推進課 金沢学生のまち 市民交流館 近江町交流プラ ザ 人権女性政策推進 課 女性相談支援室 女性センター 近江町消費生活 センター 市民課 生活衛生室 市民スポーツ課 金沢マラソン開 催推進室	市民協働推進グループ 人権女性政策推進グループ 庶務グループ 受付第1グループ 受付第2グループ 受付第3グルー プ 作成グループ 審査グループ 国民年金グループ 市民スポーツグループ
-----	--	--

に、

福祉局	福祉総務課 生活支援課 介護保険課 長寿福祉課	企画庶務グループ 家庭福祉グループ 保護第1グループ 保護第2グループ 保護第3グループ 企画庶務グループ 納入グループ 認定グループ 給付グループ 福祉サービスグループ 施設グループ	を
-----	----------------------------------	---	---

福祉局	福祉総務課 生活支援課 介護保険課 長寿福祉課	企画庶務グループ 家庭福祉グループ 保護第1グループ 保護第2グループ 保護第3グループ 保護第4グループ 企画庶務グループ 納入グループ 認定グループ 給付グループ 施設グループ 福祉サービスグループ	に、
-----	--------------------------------------	--	----

	市街地再生課	庶務グループ まちなか再生グループ 区画整理グループ	を
--	--------	----------------------------	---

	市街地再生課	庶務グループ 都心再生グループ 市街地整備グループ	に
--	--------	---------------------------	---

改める。

第5条第1項の表中

		4 金沢港の整備推進に関する事項	を
--	--	------------------	---

		4 金沢港の整備推進に関する事項 5 北陸新幹線の整備推進に関する事項	に、
--	--	--	----

		4 公共団体等の活動調整に関する事項	を
調査統計室		1 統計情報の収集、編集及び保全に関する事項	

		4 公共団体等の活動調整に関する事項	に
交流拠点都市推進室		1 交流拠点都市金沢の実現に向けた施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	
調査統計室		1 統計情報の収集、編集及び保全に関する事項	

改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6条の表中

		6 本庁舎内の取締り、各室の配置及び当直に関する事項 7 市長会に関する事項 8 行政対象暴力等対策会に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 11 他局に属しない事項	を
--	--	---	---

		6 本庁舎内の各室の配置及び当直に関する事項 7 市長会に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 10 他局に属しない事項	に、
--	--	--	----

		4 金沢市土地開発公社に関する事項	を
文書法制課	文書法制グループ	1 条例、規則等の審査等に関する事項	

		4 金沢市土地開発公社に関する事項	に、
	庁舎警備室	1 本庁舎内の警備に関する事項 2 行政対象暴力行為対策に関する事項	
文書法制課	文書法制グループ	1 条例、規則等の審査等に関する事項	

	個人課税第5グループ		を
	個人課税第6グループ		
	法人課税グループ		

	個人課税第5グループ		に
	法人課税グループ		

改める。

第7条第2項の表中

観光交流課	観光企画グループ	1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	を
	誘客推進グループ	1 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 2 都市間交流に関する事項 3 国際コンベンション都市の推進に関する事項	

観光交流課	観光交流グループ	1 観光行政の企画及び調整に関する事項 2 観光施設の整備及び開発に関する事項 3 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事項 4 都市間交流に関する事項（北陸新幹線の開業に係るものを除く。） 5 国際コンベンション都市の推進に関する事項	に
プロモーション推進課	プロモーション推進グループ	1 北陸新幹線の開業に向けたシティプロモーション等に関する事項 2 都市間交流に関する事項（北陸新幹線の開業に係るものに限る。）	

改める。

第9条の表中

市民参画課	市民参画グループ	<p>1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（市民ブレイン連携室及び金沢学生のみち市民交流館が所管する事項を除く。）</p> <p>ア 市民参加の推進に関する事項</p> <p>イ 町会その他コミュニティ活動の活性化に関する事項</p> <p>ウ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項</p> <p>エ 地縁による団体の認可に関する事項</p> <p>オ グッドマナーの推進に関する事項</p> <p>カ 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項</p> <p>2 住居表示等に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 旧町名の復活に関する事項</p> <p>イ 町名及び町の区域の変更に関する事項</p> <p>ウ 住居表示の整備に関する事項</p> <p>3 局の所管事務で他課に属しない事項</p>
	市民ブレイン連携室	<p>1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（金沢学生のみち市民交流館が所管する事項を除く。）</p> <p>ア 市民活動団体との協働の推進に関する事項</p> <p>イ 市民活動相互の連携の推進に関する事項</p> <p>ウ 学生のみちの推進に関する事項</p>
	人権同和対策室	<p>1 人権思想の普及高揚及び同和施策の総合的な推進に関する事項</p>
	男女共同参画室	<p>1 男女共同参画施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項</p>
	女性相談支援室	<p>1 女性相談に関する事項</p> <p>2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事項</p>
	近江町消費生活センター	<p>1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項</p> <p>2 計量器及び商品量目の検査に関する事項</p>
	金沢学生のみち市民交流館	<p>1 学生と市民との交流の促進に関する事項</p> <p>2 自主的なまちづくり活動に対する支援に関する事項</p> <p>3 金沢学生のみち市民交流館の管理運営に関する事項</p>
市民課	庶務グループ	<p>1 自衛官募集受付に関する事項</p>

を

市民協働推進課	市民協働推進グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（金沢学生のみち市民交流館が所管する事項を除く。） <ol style="list-style-type: none"> ア 市民参加の推進に関する事項 イ 市民活動団体との協働の推進に関する事項 ウ 市民活動相互の連携の推進に関する事項 エ 町会その他コミュニティ活動の活性化に関する事項 オ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 カ 学生のみちの推進に関する事項 キ 地縁による団体の認可に関する事項 ク グッドマナーの推進及びばい捨て等の防止に関する事項 ケ 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 住居表示等に関する次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 旧町名の復活に関する事項 イ 町名及び町の区域の変更に関する事項 ウ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 3 局の所管事務で他課に属しない事項
	金沢学生のみち市民交流館	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生と市民との交流の促進に関する事項 2 自主的なまちづくり活動に対する支援に関する事項 3 金沢学生のみち市民交流館の管理運営に関する事項
	近江町交流プラザ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項 2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項
人権女性政策推進課	人権女性政策推進グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重に係る施策の総合企画及び連絡調整に関する事項 2 人権尊重に係る意識の普及高揚及び同和施策の総合的な推進に関する事項 3 男女共同参画社会の形成に係る施策の総合企画及び連絡調整に関する事項 4 女性施策の総合的な推進に関する事項
	女性相談支援室	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性相談に関する事項 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事項
	女性センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画に係る研修会の開催等に関する事項 2 女性センターの管理運営に関する事項
	近江町消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者の自立支援及び消費者保護に関する事項 2 計量器及び商品量目の検査に関する事項
市民課	庶務グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛官募集受付に関する事項

に、

受付第3グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項
----------	--

を

受付第3グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項 2 住居表示番号の付与に関する事項 3 住居表示台帳の管理に関する事項
----------	--

に、

シティブルマラソン開催準備室	1 フルマラソン大会の開催準備に関する事項	を
近江町交流プラザ	1 市民の学習活動、食育の推進のための研修会等その他市民交流の促進に関する事項 2 近江町交流プラザの管理運営に関する事項	

金沢マラソン開催推進室	1 金沢マラソンの開催に関する事項	に
-------------	-------------------	---

改める。

第10条の表中

	保護第2グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 金沢市援護規則の規定に関する事項 3 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項	を
	保護第3グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 中国残留邦人等支援給付に関する事項 3 外地引揚者の援護に関する事項	
介護保険課	企画庶務グループ	1 介護保険事業計画に関する事項	

	保護第2グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項	に、
	保護第3グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 中国残留邦人等支援給付に関する事項 3 外地引揚者の援護に関する事項	
	保護第4グループ	1 生活保護に関する事項（課長が定める区域の住民に係るものに限る。） 2 金沢市援護規則の規定に関する事項	
介護保険課	企画庶務グループ	1 介護保険事業計画に関する事項	

長寿福祉課	福祉サービスグループ	1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3 長寿お祝い金に関する事項 4 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。） 5 課の庶務に関する事項 6 他グループに属しない事項	を
	施設グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 3 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。） 4 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家に関する事項 5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 6 福祉作業センター等高齢者の生きがいにに関する事項 7 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項	

長寿福祉課	施設グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 3 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項（登録に係る事項を除く。） 4 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家に関する事項 5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 6 福祉作業センター等高齢者の生きがいにに関する事項 7 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 8 公益財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものを除く。） 9 課の庶務に関する事項 10 他グループに属しない事項	に、
	福祉サービスグループ	1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3 長寿お祝い金に関する事項	

		10 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。）	を
--	--	--	---

		10 公益財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項（障害者に係るものに限る。）	に
--	--	--	---

改める。

第11条第1項の表中

		4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項 7 金沢健康プラザ大手町に関する事項 8 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	を
--	--	---	---

		4 健康増進事業の実施に関する事項 5 予防接種の企画及び実施の管理に関する事項 6 救急医療に関する事項 7 特定保健指導に関する事項 8 金沢健康プラザ大手町に関する事項 9 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	に、
--	--	---	----

		3 予防接種に関する事項	を
--	--	--------------	---

		3 予防接種に関する事項（健康総務課が所管する事項を除く。）	に
--	--	--------------------------------	---

改める。

第13条第1項の表中

都市計画課	庶務グループ	1 駅西土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関する事項	を
-------	--------	---------------------------------	---

都市計画課	庶務グループ	1 都市計画事業の企画及び調整に関する事項	に、
-------	--------	-----------------------	----

	まちなか再生グループ	1 市街地の再生に関する事項 2 防災まちづくりの推進に関する事項 3 市街地再開発事業に関する事項	を
	区画整理グループ	1 土地区画整理事業に関する事項 2 農住組合の認可及び指導等に関する事項	

	都心再生グループ	1 都心軸の再生に関する事項 2 市街地再開発事業に関する事項	に
	市街地整備グループ	1 市街地の再生に関する事項（都心再生グループが所管する事項を除く。） 2 防災まちづくりの推進に関する事項 3 土地区画整理事業に関する事項	

改める。

第15条の表中

		エ 災害対策本部に関する事項 オ 水難救護に関する事項 カ 自主防災組織の育成指導（訓練の指導を除く。）に関する事項 キ 地域の防犯活動等の推進に関する事項	を
	防災計画室	1 地域防災計画及び防災マニュアルの策定に関する事項	

		エ 災害対策本部に関する事項 オ 新型インフルエンザ等対策本部に関する事項 カ 水難救護に関する事項 キ 自主防災組織の育成指導（訓練の指導を除く。）に関する事項 ク 地域の防犯活動等の推進に関する事項	に
	防災計画室	1 地域防災計画及び防災マニュアルの策定に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「、新幹線開業対策室」及び「、近江町交流プラザ」を削る。

第5条第4項中「教育プラザ富樫総括施設長」を「教育プラザ総括施設長」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「議会議務局長」の次に「、監査事務局長」を加える。

第12条の2中「教育プラザ富樫総括施設長」を「教育プラザ総括施設長」に改める。

第14条の見出しを「（所管局長）」に改め、同条中「及び監査事務局」を削る。

第15条第2項中「教育プラザ富樫総括施設長」を「教育プラザ総括施設長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「農業センター所長」の次に「、近江町交流プラザ館長」を加え、同備考第3項、同表事務の執行の表の備考第1項、同表財産管理の表の備考、同表契約アの表の備考、同契約イの表の備考第4項、同表支出アの表の備考第5項及び同表収入の表の備考第2項中「教育プラザ富樫総括施設長」を「教育プラザ総括施設長」に改める。

別表第2第3項の表税務課の項中

(4) 換価代金の配当計算書の認定										を
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(4) 換価代金の配当計算書の認定										に改め、同表第
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

6項の表中

市民参画課	1 住居表示番号の付与									を
	2 計量法の規定による勧告等									
	3 家庭用品品質表示法の規定による指示等									
	4 金沢学生のまち市民交流館の使用の承認等									

市民協働推進課	1 金沢学生のまち市民交流館の使用の承認等									に、
	2 近江町交流プラザの使用の承認等									
人権女性政策推進課	1 計量法の規定による勧告等									
	2 家庭用品品質表示法の規定による指示等									
	3 女性センターの使用の承認等									

近江町交流プラザ	1 近江町交流プラザの使用の承認等									を
----------	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

	11 住居表示番号の付与									に
--	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

改め、同第6項の表に摘要として次のように加える。

摘要 「所管課長」とあるのは、市民協働推進課の項第2号にあっては「近江町交流プラザ館長」と、人権女性政策推進課の項第3号にあっては「女性センター館長」と読み替える。

別表第2第8項の表中

	9 難病患者等の日常生活用具等の給付又は貸与の決定									を
	10 難病患者の短期入所者等の決定									
	11 難病患者の家庭奉仕員等の派遣の決定									
	12 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定									

	9 医療保護入院が必要な精神障害者に対し、親族等がない場合の保護者の決定									に
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

改め、同表第10項の表中

「	3 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項に規定する買収協議を行う地方公共団体等の決定						を
	4 市施行の土地区画整理事業に係る換地清算金の分割納付及び分割徴収の決定						
「	3 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項に規定する買収協議を行う地方公共団体等の決定						に

改め、同第10項の表景観政策課の項第2号中「石川県風致地区内における建築等の規制に関する条例」を「金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に改め、同第10項の表市街地再生課の項第3号中「及び農住組合」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号コ中「医師が常時3人以上勤務する診療所に」を削り、同条第17号の2を次のように改める。

(17)の2 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この号において「法」という。）に関する事項

- ア 法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可に関すること。
- イ 法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新に関すること。
- ウ 法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者が薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可に関すること。
- エ 法第10条の規定による薬局の廃止、休止若しくは再開又は薬局の管理者等の変更の届出の受理に関すること。
- オ 法第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に関すること。
- カ 法第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関すること。
- キ 法第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関すること。
- ク 法第13条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関すること。
- ケ 法第13条第5項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可又は許可の更新に係る調査に関すること。
- コ 法第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関すること。
- サ 法第14条第9項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認に関すること。
- シ 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理に関すること。
- ス 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の届出の受理に関すること。
- セ 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の変更の届出の受理に関すること。
- ソ 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者の事業の廃止、休止若しくは再開又は総括製造販売責任者等の変更の届出の受理に関すること。
- タ 法第19条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者の製造所の廃止、休止若しくは再開又は医薬品製造管理者等の変更の届出の受理に関すること。
- チ 法第24条第1項の規定による店舗販売業の許可に関すること。
- ツ 法第24条第2項の規定による店舗販売業の許可の更新に関すること。
- テ 法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者に係る許可に関すること。

- ト 法第38条において準用する法第10条の規定による店舗販売業の廃止、休止若しくは再開又は店舗管理者等の変更の届出の受理に関する事。
- ナ 法第69条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する報告の徴収又は立入検査に関する事。
- ニ 法第69条第2項の規定による薬局開設者又は店舗販売業者に対する報告の徴収又は立入検査に関する事。
- ヌ 法第69条第4項の規定による薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者、店舗販売業者、医薬品を業務上取り扱う者等に対する報告の徴収又は立入検査若しくは法第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物の収去に関する事。
- ネ 法第70条第1項の規定による薬局又は店舗販売業に係る医薬品等の廃棄、回収等の措置命令に関する事。
- ノ 法第70条第2項の規定による薬局又は店舗販売業に係る同条第1項に規定する物の廃棄若しくは回収又はその他の処分に関する事。
- ハ 法第71条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査の命令に関する事。
- ヒ 法第72条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者に対する改善の命令又は使用の禁止に関する事。
- フ 法第72条第4項の規定による薬局開設者又は店舗販売業者に対する改善の命令又は使用の禁止に関する事。
- ヘ 法第72条の2第1項の規定による薬局開設者又は店舗販売業者に対する同項に規定する基準に適合するための業務の体制を整備することの命令に関する事。
- ホ 法第72条の4第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者又は店舗販売業者に対する業務の運営の改善の措置命令に関する事。
- マ 法第72条の4第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者又は店舗販売業者に対する法第79条の規定により付された条件に対する違反の是正の措置命令に関する事。
- ミ 法第73条の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者又は店舗販売業者に対する総括製造販売責任者等の変更命令に関する事。
- ム 法第74条の2第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消しに関する事。
- メ 法第74条の2第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の変更命令に関する事。
- モ 法第74条の2第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し又は変更命令に関する事。
- ヤ 法第75条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者又は店舗販売業者に対する業務の停止命令に関する事。
- ユ 法第76条の規定による薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は店舗販売業者に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与に関する事。
- ヨ 法第77条の4の3の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの報告の受理に関する事。
- ワ 法第79条第1項の規定による条件又は期限の付加及び変更に関する事。
- 第2条第17号の2の次に次の5号を加える。
- (17の2の2 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この号において「改正法」という。)に関する事項
- ア 改正法附則第14条に規定する者(以下この号において「特例販売業者」という。)に係る同条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の薬事法(以下この号において「旧法」という。)第35条の規定による特例販売業の許可(当該許可に係る品目の指定を含み、旧法第24条第2項の許可の更新に限る。)に関する事。
- イ 特例販売業者に係る改正法附則第14条の規定により従前の例によることとされる旧法第38条において準用する旧法第10条の規定による特例販売業の廃止、休止若しくは再開又は当該特例販売業の管理者等の変更の届出の受理に関する事。
- ウ 改正法附則第14条の規定により従前の例によることとされる旧法第69条第2項の規定による特例販売業者に対する報告の徴収又は立入検査に関する事。
- エ 改正法附則第14条の規定により従前の例によることとされる旧法第69条第3項の規定による特例販売業者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは旧法第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物の収去に関する事。
- オ 改正法附則第14条の規定により従前の例によることとされる旧法第70条第1項の規定による特例販売業に係

る医薬品等の廃棄、回収等の措置命令に関すること。

カ 改正法附則第14条の規定により従前の例によることとされる旧法第70条第2項の規定による特例販売業に係る同条第1項に規定する物の廃棄若しくは回収又はその他の処分に関すること。

(17)の2の3 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この号において「令」という。)に関する事項

ア 令第2条の規定による取扱処方箋数の届出の受理に関すること。

イ 令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付に関すること。

ウ 令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関すること。

エ 令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関すること。

オ 令第6条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関すること。

カ 令第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関すること。

キ 令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の台帳の備付けに関すること。

ク 令第11条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付に関すること。

ケ 令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付に関すること。

コ 令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付に関すること。

サ 令第13条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関すること。

シ 令第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関すること。

ス 令第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の台帳の備付けに関すること。

セ 令第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の台帳の備付けに関すること。

ソ 令第44条の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の交付に関すること。

タ 令第45条第1項の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の書換え交付に関すること。

チ 令第46条第1項の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の再交付に関すること。

ツ 令第46条第3項の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の返納の受理に関すること。

テ 令第47条の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の返納の受理に関すること。

ト 令第48条の規定による薬局開設又は店舗販売業の台帳の備付けに関すること。

ナ 令第49条第2項の規定による通知に関すること。

(17)の2の4 薬事法の一部を改正する法律附則第14条の規定により従前の例によることとされる薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号)第1条の規定による改正前の薬事法施行令第49条第2項の規定による通知に関する事項

(17)の2の5 薬事法施行規則(昭和36年厚生労働省令第1号。以下この号において「省令」という。)に関する事項

ア 省令第15条の4第2項(省令第142条において準用する場合を含む。)の規定による郵便等販売の届出の受理に関すること。

イ 省令第244条の規定による薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者、店舗販売業者、医薬品を業務上取り扱う者等に必要な報告をさせるときのその理由の通知に関すること。

(17)の2の6 薬事法の一部を改正する法律附則第14条の規定により従前の例によることとされる薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)第1条の規定による改正前の薬事法施行規則第159条の規定による特例販売業者に係る指定品目の変更又は追加の申請の受理に関する事項

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

金沢市社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則

(金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部改正)

第1条 金沢市社会福祉事務所長委任規則(昭和36年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第8項」を「第9条第9項」に改め、同条第7号中「障害者自立支援法関係」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係」に改め、同号ア中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号オ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第2号」を「第1条の2第2号」に改める。

(金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則の一部改正)

第2条 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則(昭和49年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、財団法人日本船舶振興会又は財団法人中央競馬馬主社会福祉財団」を「公益財団法人JKA又は公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団」に改め、同条第4号中「若しくは年金資金運用基金」を削り、「石川県社会福祉事業振興資金貸付基金条例(昭和46年石川県条例第13号)」を「石川県が定める石川県社会福祉事業振興資金貸付要綱」に改め、同条第7号及び第9号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号、別表第2の備考第7項第3号及び別表第4の備考第9項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第2号の2及び様式第2号の5中

身体障害者手帳 等	級	療育手帳 等	級	A・B	精神障害者保健 福祉手帳等級	級	を
--------------	---	-----------	---	-----	-------------------	---	---

身体障害者 手帳等級	級	療育手帳 等級	級	A・B	精神障害者保健 福祉手帳等級	級	疾病名	に、「定率負担減免
---------------	---	------------	---	-----	-------------------	---	-----	-----------

措置」を「自己負担減免措置」に改める。

様式第2号の8中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第2号の9中

代表者の職・氏名	職名		ふりがな		を
			名称		

代表者の職名・氏 名・生年月日	職名 生年月日		ふりがな 氏名		に改める。
--------------------	------------	--	------------	--	-------

(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第4条 金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(金沢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 金沢市知的障害者福祉法施行細則(平成8年規則第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正)

第6条 金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則(平成15年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条第2項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第5条第1項第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第4号中「利用者」の次に「又はその家族」を加え、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 役員の氏名、生年月日及び住所

第6条第1項第1号中「平面図」の次に「(各室の用途を明示するものとする。)」を加え、同項第2号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第4号中「利用者」の次に「又はその家族」を加え、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 役員の氏名、生年月日及び住所

様式第2号及び様式第2号の2中「あて先」を「宛先」に、

代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名		を
----------	----	--	------------	--	---

代表者の職名・氏名・生年月日	職名 生年月日		フリガナ 氏名		に改める。
----------------	------------	--	------------	--	-------

(金沢市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第7条 金沢市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第42号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第1条中「障害者自立支援法()」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律()」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第19条の5及び第19条の15中「の各号」を削る。

様式第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、

身体障害者手帳 等 級	級	療育手帳 等 級	A・B	精神障害者保健 福祉手帳等級	級	を
----------------	---	-------------	-----	-------------------	---	---

身体障害者 手帳等級	級	療育手帳 等 級	A・B	精神障害者保健 福祉手帳等級	級	疾病名	に、「定率負担減免
---------------	---	-------------	-----	-------------------	---	-----	-----------

措置」を「自己負担減免措置」に改める。

様式第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第4号中

身体障害者手帳 等 級	級	療育手帳 等 級	A・B	精神障害者保健 福祉手帳等級	級	を
----------------	---	-------------	-----	-------------------	---	---

身体障害者 手帳等級	級	療育手帳 等 級	A・B	精神障害者保健 福祉手帳等級	級	疾病名	に、「定率負担減免
---------------	---	-------------	-----	-------------------	---	-----	-----------

措置」を「自己負担減免措置」に改める。

様式第7号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

の法律」に、

代表者の職・氏名	職名		ふりがな 氏名		を
----------	----	--	------------	--	---

代表者の職名・氏名・生年月日	職名 生年月日		ふりがな 氏名		に改める。
----------------	------------	--	------------	--	-------

様式第11号の4、様式第11号の5及び様式第11号の7中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第16号その1中

開設者	住所	
	氏名又は名称	

を

開設者	住所		に、
	氏名又は名称		
	生年月日		

主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人	
上記のとおり、障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。 年 月 日 開設者 住所 氏名 印 (あて先) 金沢市長			

を

主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2
自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	別紙10
上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。 また、同法第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（同項第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約します。 年 月 日 開設者 住所 氏名又は名称 印 (宛先) 金沢市長			

に

改め、同様式その2中

開設者	住所		
	氏名又は名称		
薬剤師の氏名		略歴	別紙1
調剤のために必要な設備及び施設の概要		別紙2	
上記のとおり、障害者自立支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。 年 月 日 開設者 住所 氏名 印 (あて先) 金沢市長			

を

開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	別紙1
調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	
役員の氏名、生年月日及び住所			別紙3	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（同項第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称 ㊞</p> <p>(宛先) 金沢市長</p>				

に

改め、同様式その3を次のように改める。

その3

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者・指定介護予防サービス事業者	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者	住所		
		氏名		
		生年月日		
職名				
訪問看護ステーション等	名称			
	所在地			
	職員の定数	別紙1		
役員の氏名、生年月日及び住所		別紙2		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので申請します。</p> <p>また、同法第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（同項第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しないことを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 所在地 名称 代表者 ㊞</p> <p>(宛先) 金沢市長</p>				

備考 育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は、2箇所の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線等で消去すること。

様式第17号その1中

開設者	住所	
	氏名又は名称	

を

開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	

に、

主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人	
上記のとおり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。 年 月 日 開設者 住所 氏名 印 (あて先) 金沢市長			

を

主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	別紙1	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	別紙2
自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	別紙10
上記のとおり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により届け出ます。 年 月 日 開設者 住所 氏名又は名称 印 (宛先) 金沢市長			

に

改め、同様式その2中

開設者	住所			
	氏名又は名称			
薬剤師の氏名		略歴	別紙1	
調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	
上記のとおり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条の規定により届け出ます。 年 月 日 開設者 住所 氏名 印 (あて先) 金沢市長				

を

開設者	住所			
	氏名又は名称			
	生年月日		職名	
薬剤師の氏名			略歴	別紙1
調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	
役員の氏名、生年月日及び住所			別紙3	
<p>上記のとおり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所 氏名又は名称 ㊟</p> <p>(宛先) 金沢市長</p>				

に

改め、同様式その3を次のように改める。

その3

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（指定訪問看護事業者等）

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者・指定介護予防サービス事業者	名称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者	住所		
		氏名		
		生年月日		
	職名			
訪問看護ステーション等	名称			
	所在地			
	職員の定数	別紙1		
役員の氏名、生年月日及び住所		別紙2		
<p>上記のとおり、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 所在地 名称 代表者 ㊟</p> <p>(宛先) 金沢市長</p>				

備考 育成医療又は更生医療単独で指定されている場合は、2箇所の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定されていない医療部分を二重線等で消去すること。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第19号の2中「あて先」を「宛先」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、

障害名 (手帳の記載どおり記入してください。)		を
	(種 級)	

障害名 (手帳の記載どおり記入してください。)		に、
	(種 級)	
疾病名 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾病名を記入してください。)		

「定率負担減免措置」を「自己負担減免措置」に改める。

様式第20号、様式第21号及び様式第22号中「あて先」を「宛先」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年(2013年)3月29日 印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)3月29日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄